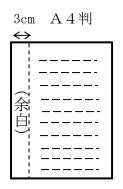
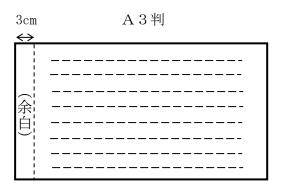
コピーの取り方

家庭裁判所に提出する通帳などのコピーは、以下のようにお願いします。

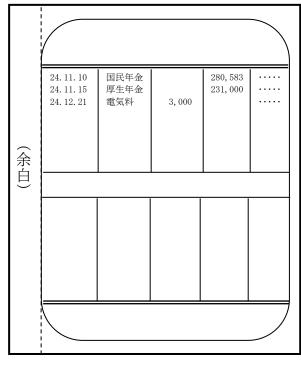
- 1 記録につづる都合上、コピー用紙の大きさはA4判(この紙の大きさ)にして、用紙の左側 に3cm程度の余白をとってください(**通帳などの大きさに小さく切り取らないでください。)。**
- 2 原稿がA4判よりも大きい場合は、A4判に縮小コピーしてください。ただ、文字が小さ過 ぎて見づらくなる場合には、A3判でコピーしてください。





- 3 コピーには、それが財産目録のどの資料か分かるよう、右上に数字などを書いておいてくだ さい (例として、財産目録の2預貯金の(1)に書いた通帳の写しには「2の(1)」と、財産目録 の不動産の1土地の(2)に書いた固定資産評価証明書又は不動産登記簿謄本には「1の(2)」と、 それぞれ右上に書いておいてください。)。
- 4 預貯金通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。
 - ア表紙
 - イ 表紙のすぐ裏の見返し部分(支店名や口座番号などが書かれた部分)
 - ウ 提出日のなるべく直前に記帳した上で、記帳された最終見開き3ページ分





ア 表紙のコピー例

ウ 記帳のあるページのコピー例

- 5 保険証書など表裏両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 複数の領収書等を1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。